

## 1 - 1 - 2 審査要領

### ( 1 ) 形式的事項

申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。

申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。

定款は法第32条に規定する事項がすべて網羅されているか。

決定手続きは法第48条、第50条に照らし、適法に行われているか

### ( 2 ) 内容に関する事項

目的、事業等の基本的事項（総則）は、法第1条、第4条及び第11条の規定に照らし適正か。

事業の執行の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

組合員に関する規定は、法第18条の規定の範囲となっているか。

経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。

会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

役職員の規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

総会に関する規定は、法第47条の2、第47条の4、第47条の5、第47条の6及び第48条等の規定に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

組合が行うことを見越して予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。

組合による事業活動の遂行において、当該活動が疎かになる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。